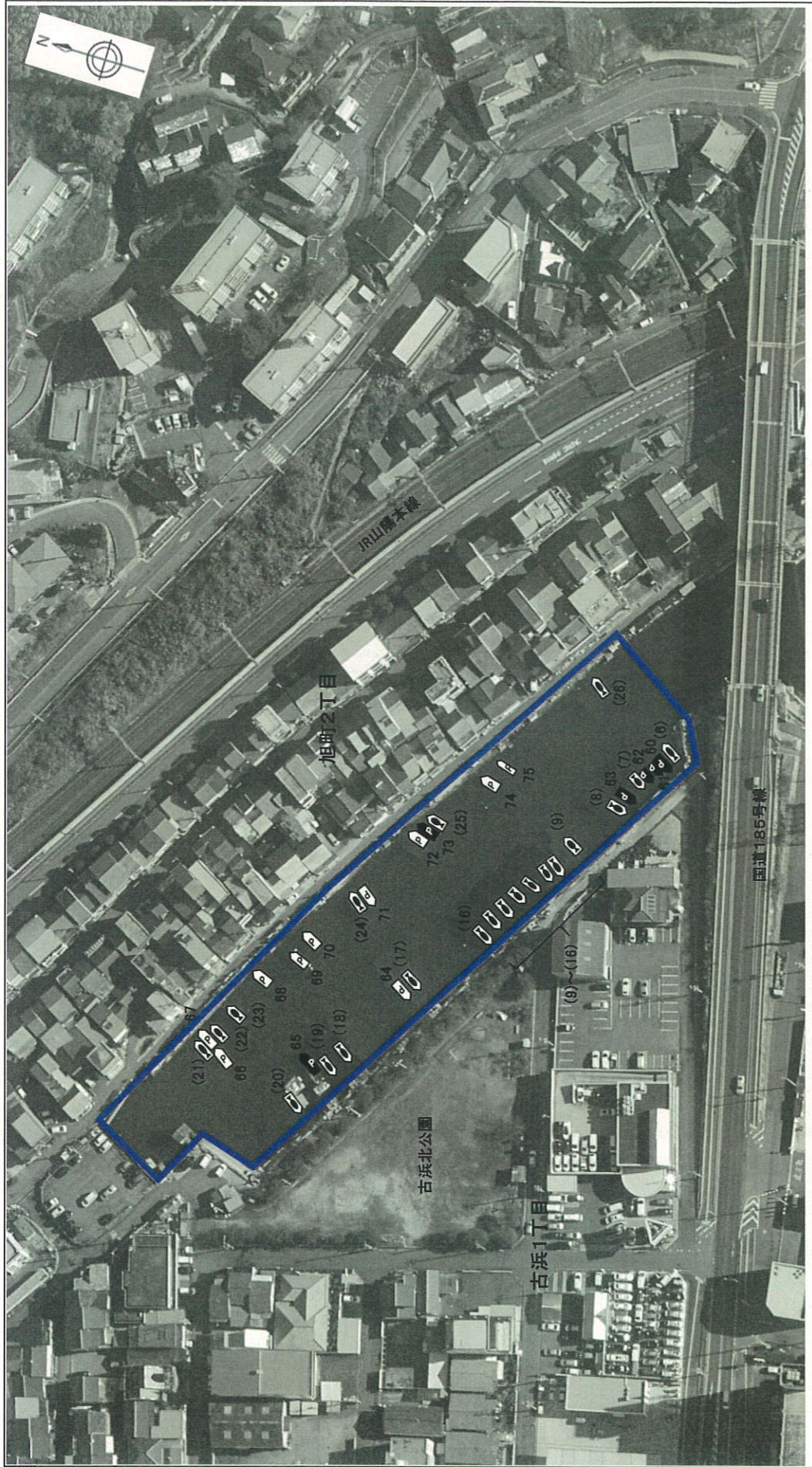


# 地区別実施計画

資料 3

図事番号 尾糸1	調査区域区分 港湾単独	港湾名 尾道糸崎港	河川名 —	地区名 古浜入川地区(その1)	調査年月日 平成30年7月26日	縮尺 1/1,020(70.7%縮小)	プロット番号 07	通し番号 1/3
-------------	----------------	--------------	----------	--------------------	---------------------	------------------------	--------------	-------------



適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	禁止区域(案) 暫定保留区域(案):

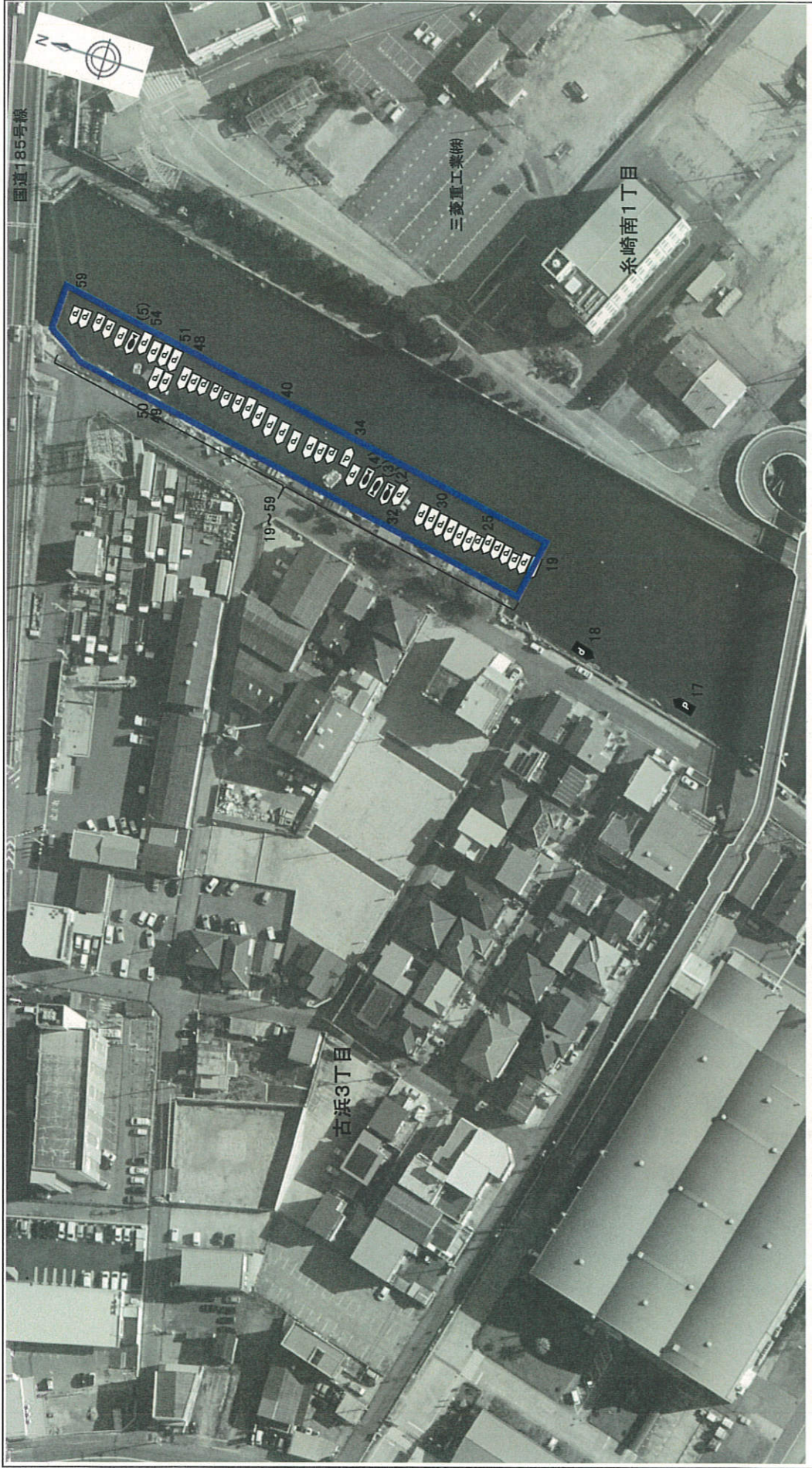
- ☐ モーターボート・ヨット類
- ☐ 遊漁船
- ☐ 漁船
- ☐ 事業用船舶
- ☐ モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- ☐ 遊漁船の沈船・廃船
- ☐ 漁船の沈船・廃船
- ☐ 事業用船舶の沈船・廃船



# 地区別実施計画

資料 3

図郭番号 尾糸1	調査区域区分 港湾単独	港湾名 尾道糸崎港	河川名 —	地区名 古浜入川地区(その2)	調査年月日 平成30年7月26日	縮尺 1/1,020(70.7%縮小)	プロット番号 07	通し番号 2/3
-------------	----------------	--------------	----------	--------------------	---------------------	------------------------	--------------	-------------



適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	禁止区域(案) 暫定係留区域(案)

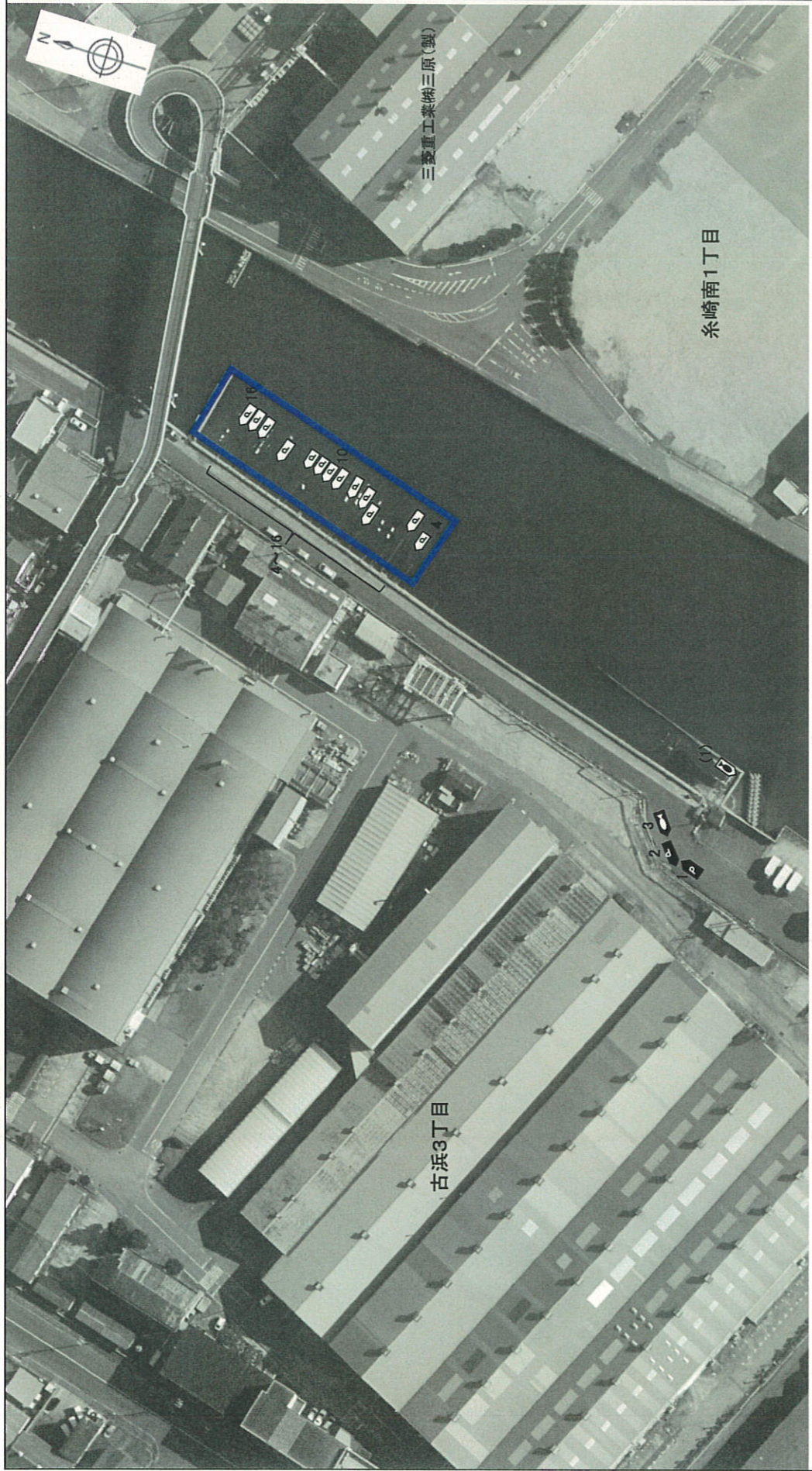
- ① モーターボート・ヨット類
- ② 遊漁船
- ③ 漁船
- ④ 事業用船舶
- ⑤ モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- ⑥ 遊漁船の沈船・廃船
- ⑦ 漁船の沈船・廃船
- ⑧ 事業用船舶の沈船・廃船



# 地区別実施計画

資料 3

図章番号 尾糸1	調査区域区分 港湾単独	港湾名 尾道糸崎港	河川名 —	地区名 古浜入川地区(その3)	調査年月日 平成30年7月26日	縮尺 1/1,020(70.7%縮小)	プロット番号 07	通し番号 3/3
-------------	----------------	--------------	----------	--------------------	---------------------	------------------------	--------------	-------------



適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	禁止区域(案) 暫定係留区域(案):

- ☐ モーターボート・ヨット類
- ☐ 遊漁船
- ☐ 漁船
- ☐ 事業用船舶

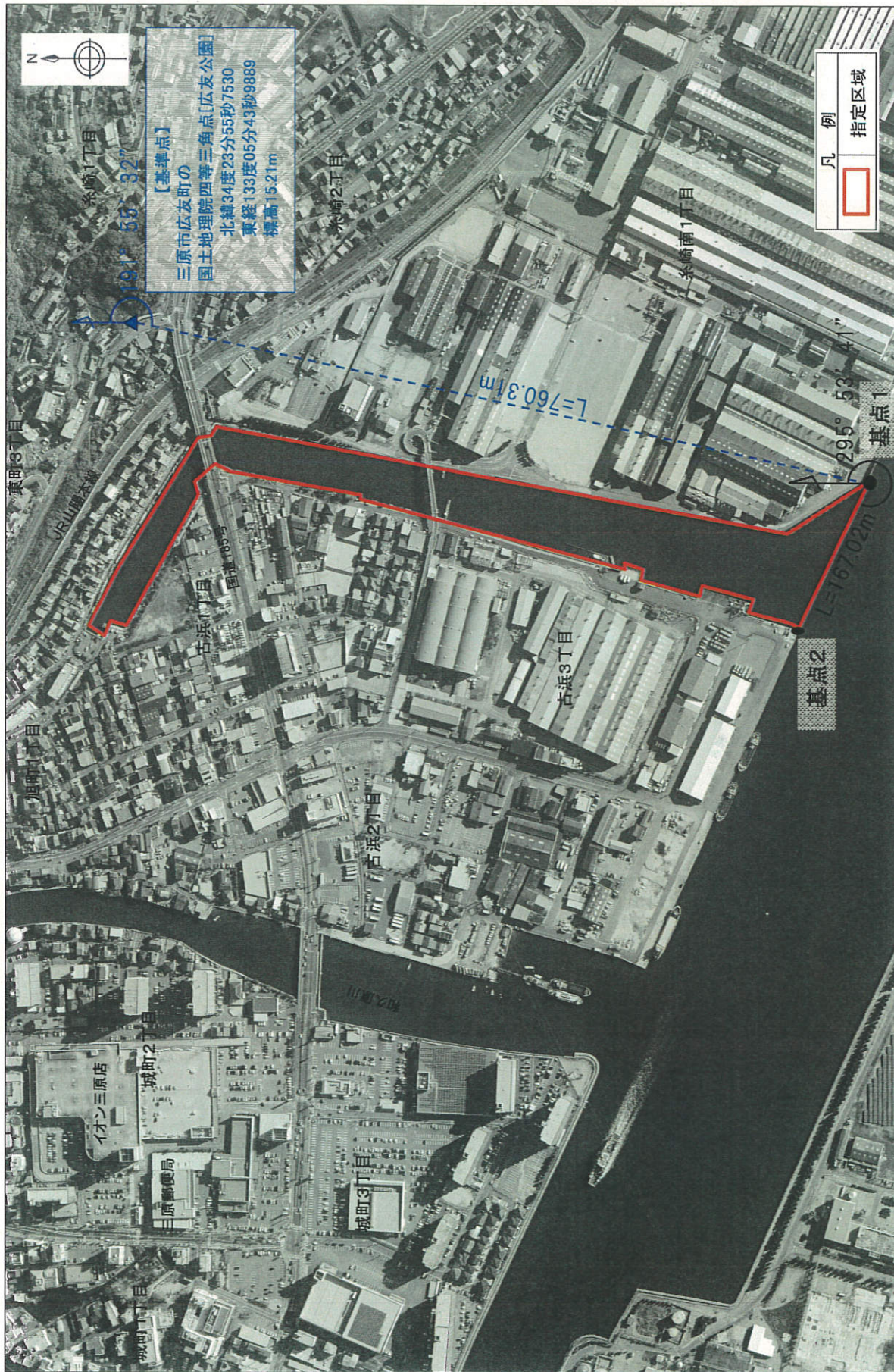
- ☐ モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- ☐ 遊漁船の沈船・廃船
- ☐ 漁船の沈船・廃船
- ☐ 事業用船舶の沈船・廃船



# 禁止区域図

資料 4

図郭番号 尾糸1	調査区域区分 港湾河川重複	港湾名 尾道糸崎港	地区名 古浜入川地区	縮尺 1/4,000	プロット番号 07	通し番号 1/1
-------------	------------------	--------------	---------------	---------------	--------------	-------------





暫定係留区域等使用許可(変更)申請書

年 月 日

広島県東部建設事務所長 様

申請者 住所  
 氏名 印  
 (法人にあつては事務所の所在地,  
 名称及び代表者の氏名 )  
 連絡先電話番号 — —

次のとおり暫定係留区域等を使用したいので、許可してください。

1 使用する暫定係留区域等

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

(船舶番号) 広島・船舶の長さ (m)

(2) 係留の用に供する工作物 (該当するものに○印)

- ア 係船環
- イ ロープ
- ウ 防舷材
- エ 通船 (長さ . m)
- オ 栈橋 (長さ . m)
- カ 渡橋 (長さ . m)
- キ 梯子
- ク その他 ( )

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 5年 3月31日まで

- 備考 1 暫定係留区域等とは、広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例 (平成 10 年広島県条例第 1 号) 第 17 条第 1 項の規定により知事が指定する区域及び当該区域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する暫定係留区域等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区 (〇〇市〇〇町地先) のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された暫定係留区域等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート (船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇〇広島・船舶の長さ〇〇. 〇〇m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋 (長さ〇〇. 〇〇m)、オ 渡橋 (長さ〇〇. 〇〇m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

○申請期間は  
令和2年12月24日(木)～令和3年1月29日(金)

○提出部数は 暫定係留区域等使用許可(変更)申請書(記載例)  
2部(うち1部はコピーで可)

令和2年 ○月 ○日

広島県東部建設事務所長 様

申請者 住所 三原市□□町 ○○番地  
氏名 三原 太郎 印  
(法人にあっては事務所の所在地,  
名称及び代表者の氏名 )  
連絡先電話番号 0845-12-3456

※連絡が可能な電話番号

次のとおり暫定係留区域等を使用したいので、許可してください。

1 使用する暫定係留区域等

重要港湾 尾道糸崎港 △△△地区

※ 港湾名、地区名は、資料3  
「地区別実施計画」に記載があります。

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

モーターボート(船舶番号 273-12345 広島・船舶の長さ 5.678m)

(2) 係留の用に供する工作物(該当するものに○印)

ア 係船環

イ ロープ

ウ 防舷材

エ 通船(長さ 2.10m)

オ 栈橋(長さ . m)

カ 渡橋(長さ . m)

キ 梯子

ク その他( )

3 使用期間

令和 2年 月 日から令和 5年 3月 31日まで

備考 1 暫定係留区域等とは、広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成10年広島県条例第1号)第17条第1項の規定により知事が指定する区域及び当該区域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する暫定係留区域等」については、「地方港湾○○港○○地区(○○市○○町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された暫定係留区域等の区域」の例により記載するものとする。

3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート(船舶番号○○○-○○○○○広島・船舶の長さ○○.○○m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋(長さ○○.○○m)、オ 渡橋(長さ○○.○○m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

## 必要添付書類一覧表

必要添付書類		摘 要
1	船舶検査証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載の船舶の長さは、これによる。</li> </ul>
2	位置図（資料8）	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置図に係留位置を記載する。防波堤、護岸等の恒久的地物からの距離も示し、係留位置を特定する。</li> </ul>
3	見取り図（資料10）	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料11 見取り図（記載例）を参考に、係留状態が分かるように、係留船舶の他、ロープ、係船環、防舷材、棧橋、渡橋、はしご等の係留に使用する工作物について、適当な縮尺で作図する。</li> <li>船舶、棧橋及び渡橋の長さ及び幅も記載する。</li> </ul>
4	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>暫定係留区域等を使用することとなる船舶及び係留の用に供する工作物の全てを写したものの。</li> <li>※資料14 写真（撮影例）のとおり、係船環の写真も必要</li> </ul>
5	誓約書（資料12）	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと、今後も暴力団等に該当することはないこと等について誓約する。</li> </ul>
6	同意書（資料15）	<ul style="list-style-type: none"> <li>三原市漁業協同組合所属の漁船が常時航行するエリアのため、三原市漁業協同組合で必要な手続きを行った上で、同意書を添付すること。</li> </ul>
7	承諾書（資料16）	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可書の写しを三原市漁業協同組合に提供することについて承諾する。</li> </ul>
8	構成員内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレジャーボート組合等の代表者が申請する場合に限る。</li> <li>構成員の氏名及び住所並びに所有船舶を明示する（様式任意）。</li> </ul>
9	その他必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>1～8の添付書類以外に必要と認められるものについて、添付を求める。</li> </ul>

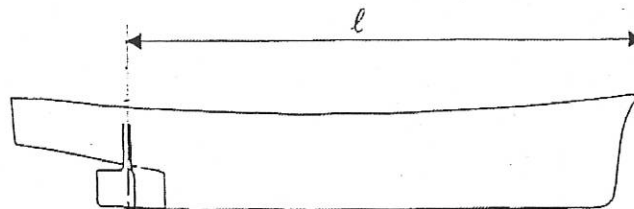
※ 添付書類も2部提出してください。

船舶の全長	船灯や汽笛など海上衝突予防法に関する航海用具の設備基準の基礎となるもので、船体の長さのことです。登録に用いられる「船舶の長さ」とは異なります。
船舶の長さ	小型船舶の登録上の長さで、検査手数料の算定や技術基準の基礎となるものです。全長とは異なり、下図により算定されます。なお、都道府県による船籍票の交付を受けた船舶（総トン数5トン以上20トン未満の船舶）、漁船登録を受けた小型漁船及び船舶検査証書を受有する船舶については、当該船籍票、漁船登録票又は船舶検査証書にこの長さが記載されています。

【 船 舶 の 長 さ 】

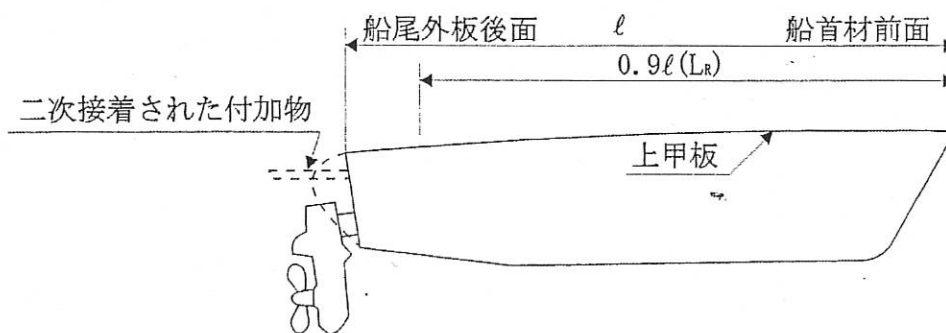
1 舵の有る船

$l$  = 船の長さ



2 舵の無い船（船外機等）

$l$  (船の長さ)  $\times 0.9$  = 船舶の長さ





# 位置図

資料 8

図郭番号 尾糸1	調査区域区分 港湾単独	河川名 —	地区名 古浜入川地区(その1)	調査年月日 平成30年7月26日	縮尺 1/1,020(70.7%縮小)	プロット番号 07	通し番号 1/3
-------------	----------------	----------	--------------------	---------------------	------------------------	--------------	-------------





# 位置図

資料 8

図郭番号 尾糸1	調査区域区分 港湾単独	港湾名 尾道糸崎港	河川名 —	地区名 古浜入川地区(その2)	調査年月日 平成30年7月26日	縮尺 1/1,020(70.7%縮小)	プロット番号 07	通し番号 2/3
-------------	----------------	--------------	----------	--------------------	---------------------	------------------------	--------------	-------------





# 位置図

資料 8

図号番号 尾糸1	調査区域区分 港湾単独	港湾名 尾道糸崎港	河川名 —	地区名 古浜入川地区(その3)	調査年月日 平成30年7月26日	縮尺 1/1,020(70.7%縮小)	プロット番号 07	通し番号 3/3
-------------	----------------	--------------	----------	--------------------	---------------------	------------------------	--------------	-------------





# 位置図<記載例>

資料 9

図郭番号 尾糸1	調査区域区分 港湾単独	港湾名 尾道糸崎港	河川名 —	地区名 古浜入川地区(その2)	調査年月日 平成30年7月26日	縮尺 1/1,020(70.7%縮小)	プロット番号 07	通し番号 2/3
-------------	----------------	--------------	----------	--------------------	---------------------	------------------------	--------------	-------------

